大津湖南都市計画地区計画の決定 (守山市決定)

都市計画今市町地区地区計画を次のように決定する。

- Hb 114		と計画を次のように決定する。 今市町地区地区計画
		守山市今市町地先
		約 7. 3ha
		今市町は、守山市中央部の田園地域に位置し、市街化調整区
区域の整備、開発および保全に関する	地区計画の目標	「中央部のは、守田田園地域に位置し、市街化調整区、市街に調整区、市街に調整のでする。豊かる自然の、国際では、国際でのでは、東京に関係をでは、大大都のの、大大学のでは、「大学では、「ないは、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「ない、「ない、「ない、「ない、「ないい、「ない、「ない、「ない、「ない、「な
方針		全体で、豊かな自然環境と調和した居住環境を守り、集落の活力およびコミュニティの維持・改善を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	皇小津神社を囲む豊かな自然環境を維持および保全し、ゆとりのある低層一戸建て住宅地域を目指して確実な土地利用を図る。良好なまちづくりの観点から開発目的は、住宅を専らとし、道路における土地利用は、後背地の土地利用を阻害道路が行き止まり道路ととならないようを変める。一級河川である法竜川の流下能力に鑑み、500㎡以上の面的な土地の区画・形質の変更を行う行為については、地区リポイントとなる箇所までの流下能力の検証を行いる計画とし、イントとなる箇所までの流下能力の検証を行いる計画とし、イントとなる箇所までの流下能力の検証を行いる計画とし、1 トはよび県が策定する。施設計画における計画基準は、下および県が策定する。 500㎡未満の面的な土地の等の流出が開発行為は、1/50とする。500㎡未満の面的な土地の区画・形質の変更を行う行為については、敷地内に貯留施設等を配置する等可能な限り河川への負荷を軽減するよう努める。緊急車両が円滑に通行できるよう、地区内の狭あいな道路
	地区施設の整備の方針	緊急車両が円滑に通行できるよう、地区内の狭あいな道路で地区施設の道路として位置付けたものは、原則として守山市狭あい道路整備事業に関する要綱(平成18年告示第24号)に基づき、狭あい道路整備を行う。 皇小津神社および公園周辺については、防災上の安全性および良好な居住環境を確保するため、敷地全体を緑地保全する。ゆとりのある良好な都市環境の維持および増進を図るため、
	建築物等の整備の方針	建築物の用途、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ペい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置等について制限を行い、周囲の恵まれた自然環境と調和した低層・低密な住宅地が形成されるよう誘導する。 道路側の緑地の確保に配慮し、やすらぎのある集落づくりの観点から、緑化の推進および良好な街区景観の形成に資するため、垣またはさくの構造の制限を定める。

地	地区	の名称	今市町地区
区整備	地区	の面積	約 7.3ha
· 備計画	地区施設の配置および規模		区画道路(幅員4m、延長約400m) 道路の境界線については、建築基準法(昭和25年 法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項 による。
			緑地   緑地 (面積約1,500㎡)
		建築物限	次に掲げる建築物以外は、建築してはなら住宅(長屋住宅を除く。) (2) 法別表第2(い)項第1号に規定する住宅(長屋住宅を除く。) (2) 法別表第2(い)項第2号に規定する住宅で事務所で定はあるのの、信息屋住宅を除く。) (3) 法別表第2(い)項第2号に規定するのののででです。高のの(長屋住宅を除く。) (3) 法別表第2(い)項第4号に規定する学校、図書のの、長屋住宅を除く。) (3) 法別表第2(い)項第5号に規定する神社およびみに類するものの、長屋住宅を除く。)の、法別表第2(い)項第6号に規定する神社およびみに担定するののでででです。 (4) 法別表第2(い)項第6号に類でするとのででででです。 (5) 法別表第2(い)項第6号に類では、10回のでは、10のでは、10回のでは、1
		建築物の容	1000/
		積率の最高    限度	100%
		建築物の建	
		ペル率の最	60%
		高限度	, <del>-</del>
		建築物の敷 地面積の最 低限度	240㎡。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 本地区計画の都市計画決定時に建築物の敷地として使用されており、その全部を一つの敷地として使用する場合 (2) 本地区計画の都市計画決定時に存する所有権その他の権利により、その全部を一つの敷地として使用する場合

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置 の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線まで の距離は、1 m以上とする。
		建築物の高 さの最高限 度 建築物の形 態または意	10m(神社または寺院は、15m) 北側斜線を第一種低層住居専用地域と同様とする。ただし、 緩和規定については、守山市地区計画の区域内における建築物 の制限に関する条例(平成19年条例第36号)に定めるところに よる。 (1) 周辺の景観および街並みと調和する形態・意匠とする。 (2) 色彩は、彩度の低いものとし、周辺環境に配慮した落ち着 きのある色調とする。
		匠の制限	(3) 屋根は、暗色系の勾配屋根とする等周辺の自然環境および集落景観と調和するよう努める。
		垣またはさ くの構造の 制限	管理上必要な最小限の範囲とし、道路沿いに垣またはさくを 設置する場合は、生け垣その他これらに類する開放性のあるも のとし、防犯・防災上の安全性および美観を守るため、コンク リート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロッ ク造、石積み造および煉瓦造としてはならない。ただし、宅地 地盤面からの高さが0.8m以下のものについては、この限りで ない。
		建築物の敷 地の緑化率 の最低限度	15%(建築物の敷地面積が240㎡以上のものに限る。)